

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人悠遊 行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

2、内容

- 目標 1 男性の育児休業取得者を 1 人以上とする。

対策	・ 令和 8 年 10 月	育児休業及び子の看護休暇取得促進のためのパンフレット等を作成し、掲示等により周知する。
	・ 令和 9 年 4 月	情報収集と職員の具体的なニーズ調査

- 目標 2 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知のための研修会を年に 1 回以上行う。

対策	・ 令和 8 年 10 月	制度の内容を職員へ周知
	・ 令和 9 年 4 月	情報収集と職員の具体的なニーズ調査

- 目標 3 全職員の月平均残業時間を 5 時間以上削減させる。

対策	・ 令和 8 年 4 月～	全社員の残業時間を適切に把握する。
	・ 令和 8 年 7 月～	労働時間の管理についての管理職研修を計画期間中に行う
	・ 令和 8 年 7 月～	所定外労働の多い社員に個別に働きかけを行う。

- 目標 4 管理職男女比と全労働者男女比が同程度になるように女性管理職を 70% 台まで増やす。

対策	・ 令和 8 年 5 月～	男女公正な待遇となっているか検証・見直しを行う。
	・ 令和 8 年 9 月～	管理職・リーダー候補となる男女職員に対して育成研修を実施する。